

## 松平頼重の下館入封について - 国替え時の地域と民衆 -

茨城県立歴史館 内山俊身

### 1, はじめに

#### 本講座の主題

水戸藩松平頼重の下館入封の事実関係を、新しい史料から明らかにする。

「国替とは近世初頭の民衆にとって何であったか」を下館藩を事例にして考察する。

### 2, 下館藩について

ア) 藩主の変遷【藩主一覧】

イ) 水谷氏について【系図】

ウ) 松平頼重について【系図】

### 3, 近世初頭の常総地域

全国：関ヶ原合戦以降の改易・転封政策で徳川大名の配置がほぼ完了（寛永期）

常総：佐竹・結城氏など中世以来の旧族領主の一掃

水戸・土浦・下館・古河などへ一門・譜代の配置

= 常総地域は徳川一門の領国の様相【地図1】

例外：下館（水谷氏）

### 4, 松平頼重の下館入封・治政とその典拠史料

『下館市史』（292～322頁） 頼重下館治政の唯一の研究成果

・入封経緯（「英公日暦」「英公実録」「英公外記」「徳川実紀」）

・治政（同上の他，田宮家文書など町方文書）

英公日暦：江戸時代後期成立。讃岐高松藩が頼重の日常生活を記録した日帳をもとに編纂したものの。

英公実録：高松5代藩主頼恭が日帳をもとに，他の家臣文書も加えて編纂したものの。

#### 入封経緯

寛永16（1639）6・5 水谷勝隆，下館より備中成羽へ転封される（徳川実紀）

寛永16（1639）7・13 頼重，幕府から下館入封を命ぜられる（徳川実紀，英公日暦）

#### この間の事跡を寛永文書・寛永秘録が記す

同 8・23 頼重，父頼房から名字・名乗りを与えられ，水戸藩の彦坂織部・興津所左衛門が頼重家臣に加えられる（英公日暦）

同 9・4 山田十左衛門以下の水戸藩士に知行宛行がなされ，頼重家臣団が形成される（英公日暦）

同 10・23 頼重，下館就封のための賜暇が出る（英公日暦）

同	11・1	新家臣団を率いて江戸の水戸藩邸を出立（英公日曆）
同	11・3	下館着任（英公日曆）
同	閏11・8	頼重，江戸へ戻る（英公日曆）

以後頼重は高松転封（寛永19・2・28）まで下館就藩なし

## 5，頼重の下館入封

### 意義

「徳川一門として，水谷氏の持つ中世的，土豪的体制を打破し，幕府の中央集権のもとに下館地方を完全に組み入れ，その支配体制を制度化して，藩制の確立を図った」（下館市史）

= 下館地方における近世的体制確立の画期

### 新史料の発見

・寛永文書・寛永秘録中の下館入封関係史料

ア) 寛永文書：近世後期の水戸下町の町人学者加藤松蘿によって筆写された，初期水戸藩の郡奉行所関係文書を中心とする文書群，松蘿館文庫所収。現茨城県立図書館所蔵。

県立歴史館史料叢書8で翻刻，刊行。

イ) 寛永秘録：近世後期の水戸藩士小宮山楓軒によって筆写された同性格の文書群。静嘉堂文庫所蔵「小宮山楓軒叢書」所収。

ともに頼重下館入封時に，水戸藩北郡奉行野沢太郎左衛門太郎左衛門が担当した入封業務を中心とした文書 入封時の民政の詳細が判明する

## 6，寛永文書・寛永秘録所収の下館藩入封史料

寛永16. 7.28	御札写〔キリシタン禁令〕	寛永文書
(同) 7.28	覚〔郷村条目〕	寛永文書・寛永秘録
(同) 7.28	覚〔水谷伊勢守普代欠落人調べ達書〕	寛永秘録
(同) 7.晦日	指上申手形之事〔キリシタン請け手形・案文〕	寛永文書
同 8. 1	指上申御指出之事〔郷村年貢高等指出手形・案文〕	寛永秘録
同 8. 1	吉原へ罷越候者之覚〔請人なき他領よりの者覚〕	寛永秘録
同 8. 1	落合村水谷氏旧臣覚	寛永秘録
(同) 8. 2	水谷氏家中忍者等二名願書	寛永秘録
(同) 8. 3	中館村水谷氏旧臣覚	寛永文書
同 8. 4	指上申手形之事〔郷村条目請け手形・案文〕	寛永文書・寛永秘録
同 8. 4	青田村水谷氏旧臣覚	寛永秘録
同 8. 4	中村水谷氏旧臣覚	寛永秘録
同 8. 4	東榎生村旧臣覚	寛永秘録
(同) 8. 7)	下館領之儀江戸へ言上仕候留帳并万覚書〔松平志摩守への書状〕	寛永文書
(同) 8. 9	水戸藩奉行塩谷義宣書状〔入封業務ご苦労につき〕	寛永秘録

	同	8.10	西方村名主組頭等願書〔雑木切らせ度につき〕	寛永秘録
	(同)	8.13	水戸藩奉行望月恒隆等二名書状〔郷侍衆調べの儀につき〕	寛永秘録
	(同)	8.14	渡辺久右衛門等二名願書〔屋敷跡返し度願いにつき〕	寛永秘録
	(同)	8.15	久下田西宿鈴木勘兵衛訴状〔屋敷返し度願いにつき〕	寛永秘録
	(同)	8.18	水戸藩郡奉行野沢太郎左衛門書状〔百姓指出目録など送付するにつき〕	寛永 文書
21	(同)	8.18	水戸藩郡奉行野沢太郎左衛門書状〔野銭目録送付するにつき〕	寛永文書・ 寛永秘録
22	(同)	8.20	水戸藩郡奉行野沢太郎左衛門書状〔水帳ほか諸帳簿差出す儀につき〕	寛永文 書
23	(同)	8.21	水戸藩大老伊藤玄蕃書状〔郡奉行野沢太郎左衛門水戸へ帰郷する儀につき〕	寛永秘録
24	(同)	8.22	水戸藩郡奉行野沢太郎左衛門用状〔藍糞役百姓書出・水帳など送付するにつき〕	寛永文書
25	(同)	8.22	水戸藩奉行望月恒隆等二名書状〔百姓指出目録など請け取るにつき〕	寛永秘 録
26	(同)	8.24	下館藩代官内原太郎衛門等三名百姓指出請取	寛永秘録
27	(寛永 16 年力)		下館役人之事	寛永秘録
28	(寛永 16 年力)		下館領内牢者覚	寛永秘録
29	(寛永 16 年)		川澄村水谷氏旧臣覚	寛永秘録
30	(寛永 17 年力)	2.11	白江某書状〔郡奉行野沢太郎左衛門下館へ参る儀につき〕	寛永文書・ 寛永秘録

## 7, 入封業務の内容と経過

### ア) 入封担当者と構成

(水戸藩江戸藩邸)	望月恒隆(奉行), 塩谷義宣(奉行)
(下館・全体統轄)	芦沢信重(城代家老), 佐野忠広(大番頭)
(下館・実務)	野沢太郎左衛門(郡奉行), 山田能登(持筒頭), 深沢四方助(郡役人 経験者), 大須賀久兵衛(先手足軽頭), 近藤喜左衛門 中心は野沢

### イ) 内容

- ・領内への支配法の布告(史料 , , , )

- ・旧藩主水谷氏段階の民政の把握（史料 , , , 21 , 22 , 24 , 25 , 26 ）
- ・水谷氏の旧臣の把握（史料 , , , , , 29）
- ・領内の治安対策（史料 , , , 27 , 28 ）
- ・領内からの願書・訴状の処理（史料 , , , , ）

#### ウ) 経過

- 7 / 2 8 領内郷村への支配法の布告
- 7 / 晦日 領内郷村からキリシタン禁令の請け手形の徴収
- 8 / 1 領内郷村から年貢指出の請け手形の徴収
- 8 / 4 領内郷村から郷村条目の請け手形の徴収
- 8 / 1 ~ 4 領内の水谷氏旧臣の調査
- 8 / 7 入封業務の経過報告（下館 江戸藩邸）
- 8 / 1 3 領内の郷侍の調査命令（江戸藩邸 下館）
- 8 / 1 8 水谷氏段階の民政関係諸帳簿の目録の送付（下館 江戸藩邸）
- 8 / 2 0 水谷氏段階の民政関係諸帳簿・書付類の送付（下館 新代官 水戸カ）
- 8 / 2 2 水谷氏段階の民政関係諸帳簿・書付類の送付（下館 新代官 水戸カ）

### 8 , 入封諸業務の歴史的意味

#### 旧貢租の把握

貢租：物成（本年貢，田畑に賦課される税）

小物成（小年貢，田畑以外の山林・原野・河海に賦課される雑税，山年貢・野年貢など）

浮役（雑税の一つ，納入額が一定せず，臨時税的なもの，川役・網役・何分の一役など）

#### ア) 方法：貢租関係の諸帳簿の把握

帳簿の種類

：幕府からのもの

旧領主からのもの

郷村提出のもの = 中世段階では「指出」と呼ばれる帳簿・書付類。近世後期の幕府領では，田畑高反別帳，村差出明細帳，村絵図，三十箇年割付写（年貢割付状），年貢皆済目録写（以上は『地方凡例録』より）【J】

#### イ) 頼重入封時の場合

各郷村から「指出」の提出【A・史料】

内容：物成，小物成，浮役の数値を示す簡略なもの

処置：8 / 1 付で各郷村 業務担当役人（野沢太郎左衛門）

8 / 7 までに集計（領内9 1 か村分）

8 / 7 に下館 江戸藩邸へ報告

8 / 1 8 前に下館で目録化 江戸藩邸

8 / 2 2 ごろには原本を下館 新代官（在水戸カ）

#### 研究史

「指出」をめぐる中世的性格（藤木久志「村から見た領主」週刊朝日百科『歴史を読みなおす』13, 1994年など）

中世でも領主の代替りに貢租の帳簿（＝指出）を提出する慣例（ ）

そのとき、新しい貢租の額をめぐる、村と領主が対立し、双方が納得してはじめて領主の支配が始まる（ ）

中世の村＝自力の村

- ・領主と村の関係は、単純なる支配（領主） 隷属（村）ではなく、支配（領主） 被保障（村）の関係
- ・領主は村の再生産を保障してはじめて領主たりえる

近世でも大名・領主の国替・交替時にはこの慣例（ ）が認められる

#### 頼重入封の場合

- ・中世的な「指出」のみの提出（旧貢租の自己申告のみで終了）。
- ・近世後期のような文書主義・証拠主義には至っていない。
- ・しかし、 のような村と領主との貢租額の査定をめぐる対立、納得までは未確認  
「指出」提出命令から集計まで約7日 問題なく進んだか

#### 帳簿・目録の管理

帳簿＝下館藩代官が管理

目録＝水戸藩が管理 下館藩の郷村支配は水戸藩が最終管理力

#### 水谷氏旧臣の調査

##### 経過

7 / 2 8 郷村条目中（史料 ）で調査命令

8 / 1 ~ 4 領内各郷村から報告

8 / 1 3 郷侍衆の調査命令【B・史料 】

8 / 1 8 郷侍の調査結果を江戸藩邸に報告（史料 , 25）

入封業務開始と同時に調査・報告 重要課題の一つ

下士の奉公人クラスだけでは不十分で、上士の郷侍クラスの調査も命ずる

##### 内容

知行取り、蔵米取りそれぞれにつき、氏名・奉公の種類・年齢・知行高・奉禄を報告  
一覧【表1】【地図2】

##### 特色

- ・水戸藩領内の郷侍・郷足輕調査・把握（寛永8年・1631）が前提。その経験・ノウハウが用いられた。

その他

- ・近世初頭の転封における郷侍層の対応

「家」は旧来の現地に遺す志向 = 親・長男は現地（下館）に，次男以下の者が藩主に従い  
転封の地（備中成羽）へ【B・史料】

藩主水谷勝隆の方針でも【C・史料】

近世初頭の段階は，後世の転封とは異なり，将来本貫の地へ戻る意識も強かった力

= 中世段階の領主（武士）と土地の一体観の残存力 郷侍・奉公人の兵農未分離状況も反映力

元禄6年（1693）備中松山で水谷家改易のとき，家臣の大部分は下館に帰郷

このような時代状況の故に，近世初頭の新領主の入封では旧臣調査が必要であった。

領内からの願書・訴状の処理

- ・渡辺久右衛門等二名願書【D・史料】

- ・久下田西宿鈴木勘兵衛訴状【E・史料】

ともに領主の代替り（国替え）を狙って起こされた，旧所有地の取戻し訴訟・願

中世の代替り徳政状況と共通

- ・領主の交替期 = 代替りは「世直し」の時

- ・徳政一揆 代替りは質流れ地・売却地を取戻す好機 土地はその本来の所有者（本主）に戻るべきとする中世人の土地に対する独特の観念の存在

- ・近世農民にも継承【H】【I】

- ・数多くの願書，訴状の提出【F・史料<sup>23</sup>】

頼重入封時の「世直し」観念

- ・下館領内牢者覚【G・史料<sup>28</sup>】 国替え時の囚人の解放（= 恩赦）のリストが

現在でも天皇の代替り，内閣の交替時には恩赦実施【新聞記事】

9，おわりに

中世的性格を色濃く遺す頼重の下館入封

- ・下館就藩期間 わずか最初の2か月のみ

- ・その間の頼重の消息 政務らしきものは皆無で，連日の鷹狩り（狩猟）と投網（漁撈）

鷹狩りは「武」を象徴する行為であり，狩猟・漁撈行為は，中世では田畠以外の山野河海の  
広域支配権の象徴行為であった（盛本昌広『中世の贈与と負担』1997）

= 近世初頭の新領主の入封時には必要不可欠の行為

= 入封業務での「指出」形態，旧臣調査，徳政状況での訴訟頻発・恩赦の実施と共通する中世

的社会形態の残存  
中・近世移行期の研究

主要参考文献

- ・『下館市史』(1968)
- ・『茨城県史 = 近世編』(1985)
- ・『水戸市史 中巻(一)』(1968)
- ・杉山三右衛門『杉山私記』(須藤書店, 1894)
- ・海老原麦禅『水谷蟠龍斎伝』(国華堂, 1951)
- ・桐原光明『水谷蟠龍斎一戦国の武将・下館城主』(筑波書林・ふるさと文庫, 1990)
- ・勝俣鎮夫『一揆』(岩波新書, 1982)
- ・笠松 宏「中世の政治社会思想」(同『日本中世法試論』東大出版会, 1979)
- ・藤木久志「村から見た領主」(週刊朝日百科『歴史を読み直す』13, 朝日新聞社, 1994)
- ・ 同 『戦国の村を行く』(朝日選書, 1997)
- ・ 同 「村の世直し」(同『村と領主の戦国』東大出版会, 1997)
- ・盛本昌広『中世の贈与と負担』(校倉書房, 1997)
- ・拙稿「水戸藩松平頼重の下館入封について」(『茨城史林』第30号, 2006)